

総務委員会資料
[総務部]
令和8年3月12日

《報告事項》

1. 三菱マヒンドラ農機株式会社等の農業用機械事業からの撤退に係る関係企業の役員・従業員世帯への
奨学金支援について【総務課】..... 1

三菱マヒンドラ農機株式会社等の農業用機械事業からの撤退に係る 関係企業の役員・従業員世帯への奨学金支援について

1. 趣旨

令和8年3月2日に発表された三菱マヒンドラ農機株式会社等の農業用機械事業からの撤退に伴う、関係企業の役員・従業員世帯への奨学金支援について、以下の支援内容で3月16日の週に予備費を執行して実行したいと考えている。

2. 内容

○島根県育英会を通じた大学等奨学金の追加募集

	島根県育英会の既存制度	追加募集
応募資格	次の要件をすべて満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・島根県出身者 ・令和8年度に大学・短大・大学院・高等専門学校（4年生以上）・専修学校（専門課程）に進学しようとする者又は在学している者（家計基準・学力基準による制限なし） 	次の要件をすべて満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・島根県出身者 ・令和8年度に大学・短大・大学院・専修学校（専門課程）に進学する者（家計基準・学力基準による制限なし） ・応募者の保護者が、三菱マヒンドラ農機株式会社、そのグループ会社及びこれらと取引関係にある県内事業者と次のいずれかの関係にある者 <ul style="list-style-type: none"> ① 令和8年3月時点において雇用関係にあり、応募時に事業者から人員整理の方針が示されている者 ② 令和8年3月時点において役員であり、応募時に役員退任の意向又は方針が示されている者
貸与の決定と開始時期	家計等について審査を行い、適格度の高い順に選考し決定した上で、令和8年4月から貸与開始	応募資格を満たした場合に貸与を決定し、退職証明書又は役員を退任したことが分かる書類の提出を受けて退職日の属する月から貸与開始
募集人数	45人	10人
貸与月額	3～7万円のうち、1万円単位で選択（無利子）	
貸与期間	令和8年4月から進学又は在籍する大学等の最短修業年限の最終月まで	保護者の退職月から進学する大学等の最短修業年限の最終月まで
返還方法	据置6か月、貸与を受けた月数の3倍の期間内で返還	
願書受付	令和7年10月末まで（選考済）	令和9年2月末まで（随時受付）

3. 予備費執行額（案） 37,399千円

- ・島根県育英会に33,600千円を奨学金原資として貸付け、3,348千円を事務費として補助
- ・県広報費 451千円

（参考）商工労働部分 178,000千円